

生徒心得（抜粋）

1 表彰規程

（１） 表彰は学業・人物について他の模範と認められた生徒、あるいは著しい善行のあった生徒に対して校長が行う。

（２） 表彰は次の選考基準により行う。

ア 皆勤賞について

在学中、欠席・遅刻・早退・欠課がなかった生徒について卒業時に皆勤賞を与える。

イ 学校賞について

① 生徒会の運営に特に尽力した生徒について協議の上、卒業時に学校賞（感謝状）を与える。

② 予選を経て全国規模の競技会や競演会等に出場した生徒、県大会で１位になった生徒について協議の上、学校賞（技能優秀賞）を与える。

（３） 賞状伝達について

ア 高体連主催及び高野連主催又は共催による大会において、西播大会以上に出場し、次に該当する生徒に賞状伝達を行う。

① 西播大会の個人・団体３位以上、県大会の個人・団体８位以上。

② 西播大会・県大会の優秀選手。

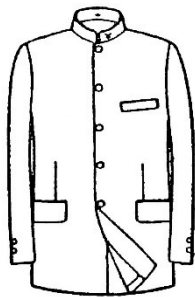
③ その他協議の上、上記と同等と認められたもの。

イ 文化部、その他のものについては、主催者を明確にし、（１）と同等のものに賞状伝達を行う。

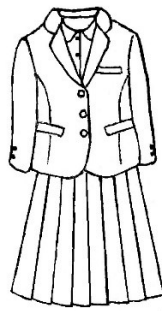
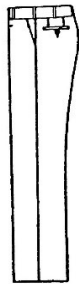
2 服装・頭髮

（１） 服装は品性の象徴である。清潔質素を旨とし、いたずらに流行を追い、華美にならないように努めること。

ア 本校指定の制服について



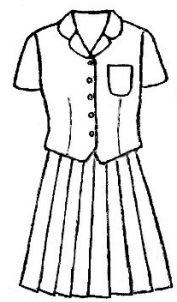
標準型学生服



ブレザー・スカート



ベスト・スカート



夏ブラウス・スカート

イ 通学靴および靴下について

靴は白色を基調とした運動靴または黒色のローファー（下図参照）、靴下は白色とする。



ウ 通学バッグについて

教材等が十分収納することができ、ファスナー等で開口部を閉じることができるスポーツバッグまたはリュックサック。

エ 防寒具について（許可期間 11月上旬 ～ 3月下旬）

① コート

紺色無地または黒色無地でショート丈のピーコートもしくはダッフルコート

② 黒色タイツ・手袋・マフラー

③ 登下校時のみ着用すること。

(2) 頭髪は、学業、スポーツ等の日常生活に支障がなく安全かつ衛生的であること。

3 通学

(1) 自転車通学は届出制とする。交通ルールとマナーを守り定められた自転車通学路を厳守すること。

(2) 自転車はリムサイズ24インチで以上両立スタンドが装備され、鑑札が指定の箇所に取りつけられていること。

(3) 乗入れる車両は、前後輪のブレーキ・前照灯・後方反射板等の整備を怠らないこと。

4 校内生活

(1) 正当な理由なく欠席・欠課・遅刻・早退をしないこと。かかる場合は必ず届け出ること。

(2) 始業から終業の間は、許可なく校外に出ないこと。

(3) 昼食は定められた時間にホームルーム教室でとること。

(4) 17:00の下校時刻を厳守すること。ただし、責任教諭の指導がある場合は2時間までの延長ができる。

(5) 学校の施設や備品、校具を大切にし、美化と整頓につとめること。

(6) 運動場、教室、備品等を特に使用したいときは、管理責任の先生の許可を得ること。

(7) 校内で掲示を行うときは、必ず生徒指導部へ届け出て、掲示場所・期間等の承認と掲示物の許可を受けること。

(8) 校内での火気の使用は禁止する。

(9) 校舎内では静粛を旨とし、他に迷惑をかけないこと。

(10) 所持品には必ず記名し、その管理に責任を持つこと。

(11) 休日の登下校においても本校規定の服装を着用すること。

5 集会

(1) 本校構内での選挙活動は禁止する。

(2) 外部の各種集会や催しへの参加は、保護者の同意のもと別記様式第20号を提出して許可を得ること。

6 特別活動

(1) 合宿は、参加生徒の保護者の承諾を得て計画し、責任教諭の指導と引率のもとで実施することができる。別記様式第21号を提出して許可を得ること。

(2) 校外で行うホームルーム活動・宿泊を伴う部活動・その他研修活動については、責任教諭の指導と引率を要する。別記様式第20・21・22号を提出して許可を得ること。

(3) 定期考査一週間前から考査が終了するまでの期間は、部活動を原則禁止とする。特別の事情がある場合は、別記様式第23号を提出して許可を得ること。

7 校外生活

(1) 交通規則を守り、安全に心がけること。

(2) 18歳未満の青少年の入場を禁じた場所、その他高校生の入場が禁じられている場所には立ち入らないこと。

(3) 友人宅での外泊はお互いに避けること。午後10時以降は外出しないこと。

(4) 個人で行うキャンプや旅行については計画を作成し、保護者の承認を得た上、学校に届け出ること。